

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）										現行（令和7年10月版）												
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	改定理由（R8.10）	
1	1	1	2	25			25. 書面	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものまたは工事帳票と同等の内容を備えたデータを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	1	1	1	2	25	25. 書面	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	【修正】国に準拠 「または工事帳票と同等の内容を備えたデータを」追記						
1	1	1	2	26				なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」（令和5年 3月15日 国技建管第6号）に基づき実施しなければならない。	1	1	1	2	26		なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。	【修正】国に準拠 通知・法律等の更新						
1	1	1	2	27			27. 工事帳票	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、データ、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	1	1	1	2	27	27. 工事帳票	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	【修正】国に準拠 「データ、」追記						
1	1	1	7	0			1-1-1-7	主任技術者及び監理技術者													【追加】国に準拠	
1	1	1	7	1			1.主任技術者及び監理技術者の設置	当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第26条に規定した事項である。													【追加】国に準拠	
1	1	1	7	2			2.主任技術者及び監理技術者の設置の運用	受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日 国総建第316号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。													【追加】国に準拠	
1	1	1	8	0			1-1-1-8	工事用地等の使用	1	1	1	7	0	1-1-1-7	工事用地等の使用	【修正】項番号の修正						
1	1	1	8	1			1.維持・管理	受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする	1	1	1	7	1	1.維持・管理	受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする	【修正】項番号の修正						
1	1	1	8	2			2.用地の確保	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	1	1	1	7	2	2.用地の確保	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	【修正】項番号の修正						
1	1	1	8	3			3. 第三者からの調達用地	受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。	1	1	1	7	3	3. 第三者からの調達用地	受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。	【修正】項番号の修正						
1	1	1	8	4			4. 用地の返還	受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。	1	1	1	7	4	4. 用地の返還	受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。	【修正】項番号の修正						
1	1	1	8	5			5. 復旧費用の負担	発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。	1	1	1	7	5	5. 復旧費用の負担	発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。	【修正】項番号の修正						
1	1	1	8	6			6. 用地の使用制限	受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。	1	1	1	7	6	6. 用地の使用制限	受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。	【修正】項番号の修正						
1	1	1	9	0			1-1-1-9	工事着手	1	1	1	8	0	1-1-1-8	工事着手	【修正】項番号の修正						
1	1	1	9	0				受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。	1	1	1	8	0		受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。	【修正】項番号の修正						
1	1	1	10	0			1-1-1-10	工事の下請負	1	1	1	9	0	1-1-1-9	工事の下請負	【修正】項番号の修正						
1	1	1	10	0				受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	1	1	1	9	0		受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	【修正】項番号の修正						
1	1	1	10	0		(1)		受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	1	1	1	9	0	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	【修正】項番号の修正						
1	1	1	10	0		(2)		下請負者が鹿児島県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	1	1	1	9	0	(2)	下請負者が鹿児島県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	【修正】項番号の修正						
1	1	1	10	0		(3)		下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	1	1	1	9	0	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	【修正】項番号の修正						
1	1	1	10	0				なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない	1	1	1	9	0		なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない	【修正】項番号の修正						

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）						現行（令和7年10月版）					
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下
編章節条 (項目見出し)						編章節条 (項目見出し)					
新条文						旧条文					
改定理由（R8.10）											
1	1	1	11	0		1	1	1	10	0	
1	1	1	11	1		1	1	1	10	1	
1-1-1-11 1. 一般事項						1-1-1-10 1. 一般事項					
受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出及び施工体系図の取扱いについて」（令和3年3月10日付土木部長通知）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、 発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き 、その写しを監督職員に提出しなければならない。						受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出及び施工体系図の取扱いについて」（令和3年3月10日付土木部長通知）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。					
なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。						なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。					
1	1	1	11	2		1	1	1	10	2	
2. 施工体系図						2. 施工体系図					
第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出及び施工体系図の取扱いについて」（令和3年3月10日付土木部長通知）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、 発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き 、その写しを監督職員に提出しなければならない。						第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出及び施工体系図の取扱いについて」（令和3年3月10日付土木部長通知）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。					
1	1	1	11	3		1	1	1	10	3	
3. 名札等の着用						3. 名札等の着用					
第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）						第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）					
1	1	1	11	3		1	1	1	10	3	
1	1	1	11	3		1	1	1	10	3	
1	1	1	11	4		1	1	1	10	4	
図1-1-1 名札の標準図						図1-1-1 名札の標準図					
【別図参照】						【別図参照】					
4. 施工体制台帳等変更時の処置						4. 施工体制台帳等変更時の処置					
第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、 発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き 、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。						第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。					
1	1	1	12	0		1	1	1	11	0	
1	1	1	12	0		1	1	1	11	0	
1-1-1-12 受発注者間の情報共有						1-1-1-11 受発注者間の情報共有					
受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議（三者技術調整会）を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。						受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議（三者技術調整会）を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。					
1	1	1	12	0		1	1	1	11	0	
なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。						なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。					
1	1	1	13	0		1	1	1	12	0	
1-1-1-13 受注者相互の協力						1-1-1-12 受注者相互の協力					
受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。						受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。					
また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。						また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。					
1	1	1	14	0		1	1	1	13	0	
1	1	1	14	1		1	1	1	13	1	
1-1-1-14 調査・試験に対する協力						1-1-1-13 調査・試験に対する協力					
1. 一般事項						1. 一般事項					
受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。						受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。					
1	1	1	14	2		1	1	1	13	2	
2. 公共事業労務費調査						2. 公共事業労務費調査					
受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。						受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。					
1	1	1	14	2		1	1	1	13	2	
(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。						(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。					
1	1	1	14	2		1	1	1	13	2	
(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。						(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。					
1	1	1	14	2		1	1	1	13	2	
(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。						(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。					

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）										現行（令和7年10月版）											
編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	旧条文	改定理由（R8.10）
1	1	1	14	2		(4)	1	1	1	13	2		(4)	1	1	1	13	2		対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	【修正】項番号の修正
1	1	1	14	3		3.諸経費動向調査	1	1	1	13	3		3.諸経費動向調査	1	1	1	13	3		受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	【修正】項番号の修正
1	1	1	14	4		4.施工合理化調査等	1	1	1	13	4		4.施工合理化調査等	1	1	1	13	4		受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	【修正】項番号の修正
1	1	1	14	5		5.低入札価格調査	1	1	1	13	5		5.低入札価格調査	1	1	1	13	5		受注者は、当該工事が「鹿児島県低入札価格調査実施要領」に基づく調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、鹿児島県低入札価格調査実施要領に掲げる措置をとらなければならない。	【修正】項番号の修正
1	1	1	14	6		6.NETIS	1	1	1	13	6		6.NETIS	1	1	1	13	6		受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。	【修正】項番号の修正
1	1	1	14	7		7.独自の調査・試験を行う場合の処置	1	1	1	13	7		7.独自の調査・試験を行う場合の処置	1	1	1	13	7		受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。	【修正】項番号の修正
1	1	1	14	7			1	1	1	13	7			1	1	1	13	7		また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	【修正】項番号の修正
1	1	1	15	0		1-1-1-15	1	1	1	14	0		1-1-1-14	1	1	1	14	0		工事の一時中止	【修正】項番号の修正
1	1	1	15	1		1.一般事項	1	1	1	14	1		1.一般事項	1	1	1	14	1		発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。	【修正】項番号の修正
1	1	1	15	1			1	1	1	14	1			1	1	1	14	1		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-44臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	【修正】項番号の修正
1	1	1	15	1	(1)	(1)	1	1	1	14	1	(1)	(1)	1	1	1	14	1	(1)	埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合	【修正】項番号の修正
1	1	1	15	1	(2)	(2)	1	1	1	14	1	(2)	(2)	1	1	1	14	1	(2)	関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合	【修正】項番号の修正
1	1	1	15	1	(3)	(3)	1	1	1	14	1	(3)	(3)	1	1	1	14	1	(3)	工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合	【修正】項番号の修正
1	1	1	15	2		2.発注者の中止権	1	1	1	14	2		2.発注者の中止権	1	1	1	14	2		発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。	【修正】項番号の修正
1	1	1	15	3		3.基本計画書の作成	1	1	1	14	3		3.基本計画書の作成	1	1	1	14	3		前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	【修正】項番号の修正
1	1	1	16	0		1-1-1-16	1	1	1	15	0		1-1-1-15	1	1	1	15	0		設計図書の変更	【修正】項番号の修正
1	1	1	16	0			1	1	1	15	0			1	1	1	15	0		設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	【修正】項番号の修正
1	1	1	17	0		1-1-1-17	1	1	1	16	0		1-1-1-16	1	1	1	16	0		工期変更	【修正】項番号の修正
1	1	1	17	1		1.一般事項	1	1	1	16	1		1.一般事項	1	1	1	16	1		契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。	【修正】項番号の修正
1	1	1	17	2		2.設計図書の変更等	1	1	1	16	2		2.設計図書の変更等	1	1	1	16	2		受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	【修正】項番号の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定 (令和8年10月版)						現行 (令和7年10月版)								
編	章	節	条	項下	項上	編	章	節	条	項下	項上			
編章節条 (項目見出し)						編章節条 (項目見出し)								
新条文						旧条文								
改定理由 (R8. 10)														
1	1	1	17	3		3. 工事の一時中止	1	1	1	16	3	3. 工事の一時中止	受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	17	4		4. 工期の延長	1	1	1	16	4	4. 工期の延長	受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	17	5		5. 工期の短縮	1	1	1	16	5	5. 工期の短縮	受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	18	0		1-1-1-18	1	1	1	17	0	1-1-1-17	支給材料及び貨物品	【修正】 項番号の修正
1	1	1	18	1		1. 一般事項	1	1	1	17	1	1. 一般事項	受注者は、支給材料及び貨物品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	18	2		2. 受払状況の記録	1	1	1	17	2	2. 受払状況の記録	受注者は、支給材料及び貨物品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	18	3		3. 支給品精算書、支給材料精算書	1	1	1	17	3	3. 支給品精算書、支給材料精算書	受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事及び空港工事にあつては支給材料精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	18	4		4. 引渡場所	1	1	1	17	4	4. 引渡場所	契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	18	5		5. 返還	1	1	1	17	5	5. 返還	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貨物品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	18	5			1	1	1	17	5		なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	18	6		6. 修理等	1	1	1	17	6	6. 修理等	受注者は、支給材料及び貨物物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	18	7		7. 流用の禁止	1	1	1	17	7	7. 流用の禁止	受注者は、支給材料及び貨物物件を他の工事に流用してはならない。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	18	8		8. 所有権	1	1	1	17	8	8. 所有権	支給材料及び貨物物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	19	0		1-1-1-19	1	1	1	18	0	1-1-1-18	工事現場発生品	【修正】 項番号の修正
1	1	1	19	1		1. 一般事項	1	1	1	18	1	1. 一般事項	受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調査を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	19	2		2. 設計図書以外の現場発生品の処置	1	1	1	18	2	2. 設計図書以外の現場発生品の処置	受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調査を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	【修正】 項番号の修正
1	1	1	20	0		1-1-1-20	1	1	1	19	0	1-1-1-19	建設副産物	【修正】 項番号の修正
1	1	1	20	1		1. 一般事項	1	1	1	19	1	1. 一般事項	受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事については、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】 項番号の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定 (令和8年10月版)						現行 (令和7年10月版)					
編	章	節	条	項下	項上	編	章	節	条	項下	項上
編章節条 (項目見出し)						編章節条 (項目見出し)					
新条文						旧条文					
改定理由 (R8.10)											
1	1	1	20	2		1	1	1	19	2	
2. 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)						2. 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)					
工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添様式1））を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。						工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添様式1））を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。					
ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。						ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。					
電子マニフェストの場合は、受渡確認表の写しを添付すること。						電子マニフェストの場合は、受渡確認表の写しを添付すること。					
1	1	1	20	3		1	1	1	19	3	
3. 法令遵守						3. 法令遵守					
受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」（平成14年5月30日 国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年10月25日 建設省技調発第243号）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年12月25日 港建第324号）、「再生資源の利用の促進について」（平成4年1月24日 空建第10号）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（平成18年6月12日 国官技第46号、国官総第128号、国官計第36号、国総事第19号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。						受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空系飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。					
1	1	1	20	4		1	1	1	19	4	
4. 再生資源利用計画						4. 再生資源利用計画					
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。						受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。					
1	1	1	20	4		1	1	1	19	4	
また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。						また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。					
1	1	1	20	5		1	1	1	19	5	
5. 受領書の交付						5. 受領書の交付					
受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。						受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。					
1	1	1	20	6		1	1	1	19	6	
6. 再生資源利用促進計画						6. 再生資源利用促進計画					
受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。						受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。					
1	1	1	20	6		1	1	1	19	6	
また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。						また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。					
1	1	1	20	7		1	1	1	19	7	
7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等						7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等					
受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。						受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。					
1	1	1	20	7		1	1	1	19	7	
また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。						また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。					
1	1	1	20	8		1	1	1	19	8	
8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知						8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知					
受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画」を作成する上での確認事項等で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。						受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画」を作成する上での確認事項等で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。					
1	1	1	20	9		1	1	1	19	9	
9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等						9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等					
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。						受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。					
1	1	1	20	10		1	1	1	19	10	
10. 実施書の提出						10. 実施書の提出					
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。						受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。					
1	1	1	20	11		1	1	1	19	11	
11. コブリス・プラス (建設副産物情報交換システム)						11. 建設副産物情報交換システム					
受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。						受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。					

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定 (令和8年10月版)							現行 (令和7年10月版)						
編	章	節	条	項	下	項以	編	章	節	条	項	下	項以
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)						
新条文							旧条文						
改定理由 (R8.10)													
1	1	1	20	11			1	1	1	19	11		
なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。							なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。						
1	1	1	21	0	1-1-1-21		1	1	1	20	0	1-1-1-20	
工事完成図							工事完成図						
1	1	1	21	0			1	1	1	20	0		
受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。							受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。						
1	1	1	21	0			1	1	1	20	0		
ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。							ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。						
1	1	1	22	0	1-1-1-22		1	1	1	21	0	1-1-1-21	
工事完成検査							工事完成検査						
1	1	1	22	1	1. 工事完成通知書の提出		1	1	1	21	1	1. 工事完成通知書の提出	
受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。							受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。						
1	1	1	22	2	2. 工事完成検査の要件		1	1	1	21	2	2. 工事完成検査の要件	
受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。							受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。						
1	1	1	22	2	(1)		1	1	1	21	2	(1)	
設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。							設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。						
1	1	1	22	2	(2)		1	1	1	21	2	(2)	
契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。							契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。						
1	1	1	22	2	(3)		1	1	1	21	2	(3)	
設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。							設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。						
1	1	1	22	2	(4)		1	1	1	21	2	(4)	
契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。							契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。						
1	1	1	23	3	3. 検査日の通知		1	1	1	21	3	3. 検査日の通知	
発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。							発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。						
1	1	1	22	4	4. 検査内容		1	1	1	21	4	4. 検査内容	
検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。							検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。						
1	1	1	22	4	(1)		1	1	1	21	4	(1)	
工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ							工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ						
1	1	1	22	4	(2)		1	1	1	21	4	(2)	
工事管理状況に関する書類、記録及び写真等							工事管理状況に関する書類、記録及び写真等						
1	1	1	22	4	(3)		1	1	1	21	4	(3)	
週休二日の履行状況							週休二日の履行状況						
1	1	1	22	5	5. 修補の指示		1	1	1	21	5	5. 修補の指示	
検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。							検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。						
1	1	1	22	6	6. 修補期間		1	1	1	21	6	6. 修補期間	
修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。							修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。						
1	1	1	22	7	7. 適用規定		1	1	1	21	7	7. 適用規定	
受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。							受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。						
1	1	1	23	0	1-1-1-23		1	1	1	22	0	1-1-1-22	
既済部分検査等							既済部分検査等						
1	1	1	23	1	1. 一般事項		1	1	1	22	1	1. 一般事項	
受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。							受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。						
1	1	1	23	2	2. 部分払いの請求		1	1	1	22	2	2. 部分払いの請求	
受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。							受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。						
1	1	1	23	3	3. 検査内容		1	1	1	22	3	3. 検査内容	
検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。							検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。						
1	1	1	23	3	(1)		1	1	1	22	3	(1)	
工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。							工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。						
1	1	1	23	3	(2)		1	1	1	22	3	(2)	
工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。							工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。						
1	1	1	23	3	(3)		1	1	1	22	3	(3)	
週休二日の履行状況							週休二日の履行状況						
1	1	1	23	4	4. 修補		1	1	1	22	4	4. 修補	
受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。							受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。						
1	1	1	23	5	5. 適用規定		1	1	1	22	5	5. 適用規定	
受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。							受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。						
1	1	1	23	6	6. 検査日の通知		1	1	1	22	6	6. 検査日の通知	
発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。							発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。						
1	1	1	23	7	7. 中間前払金の請求		1	1	1	22	7	7. 中間前払金の請求	
受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。							受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。						
1	1	1	24	0	1-1-1-24		1	1	1	23	0	1-1-1-23	
部分使用							部分使用						
【修正】 項番号の修正							【修正】 項番号の修正						

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）						現行（令和7年10月版）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条	項下	項以	編	章	節	条

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定 (令和8年10月版)						現行 (令和7年10月版)					
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下
編章節条 (項目見出し)						編章節条 (項目見出し)					
新条文						旧条文					
改定理由 (R8.10)											
1	1	1	26	0		1	1	1	25	0	
1-1-1-26						1-1-1-25					
履行報告						履行報告					
受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。						受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。					
1	1	1	27	0		1	1	1	26	0	
1-1-1-27						1-1-1-26					
週休二日の対応						週休二日の対応					
受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。						受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。					
1	1	1	27	0		1	1	1	26	0	
なお、週休二日は、土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない						なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない					
1	1	1	28	0		1	1	1	27	0	
1-1-1-28						1-1-1-27					
工事関係者に対する措置請求						工事関係者に対する措置請求					
1	1	1	28	1		1	1	1	27	1	
1. 現場代理人に対する措置						1. 現場代理人に対する措置					
発注者は、現場代理人が工事的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。						発注者は、現場代理人が工事的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。					
1	1	1	28	2		1	1	1	27	2	
2. 技術者に対する措置						2. 技術者に対する措置					
発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。						発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。					
1	1	1	29	0		1	1	1	28	0	
1-1-1-29						1-1-1-28					
工事中の安全確保						工事中の安全確保					
1	1	1	29	1		1	1	1	28	1	
1. 安全指針等の遵守						1. 安全指針等の遵守					
受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達）、「建設機械施工安全技術指針の一部改正について」（平成17年3月31日 国官技第303号、国総施第190号）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。						受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。					
1	1	1	29	2		1	1	1	28	2	
2. 建設工事公衆災害防止対策要綱						2. 建設工事公衆災害防止対策要綱					
受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。						受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。					
1	1	1	29	3		1	1	1	28	3	
3. 支障行為等の防止						3. 支障行為等の防止					
受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。						受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。					
1	1	1	29	4		1	1	1	28	4	
4. 使用する建設機械						4. 使用する建設機械					
受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。						受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。					
1	1	1	29	5		1	1	1	28	5	
5. 周辺への支障防止						5. 周辺への支障防止					
受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。						受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。					
1	1	1	29	6		1	1	1	28	6	
6. 架空線等事故防止対策						6. 架空線等事故防止対策					
受注者は、架空線等上空施設的位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。						受注者は、架空線等上空施設的位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。					
1	1	1	29	7		1	1	1	28	7	
7. 防災体制						7. 防災体制					
受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。						受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。					
1	1	1	29	8		1	1	1	28	8	
8. 第三者の立入り禁止措置						8. 第三者の立入り禁止措置					
受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。						受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入					

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）						現行（令和7年10月版）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定 (令和8年10月版)						現行 (令和7年10月版)					
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下
1	1	1	30	1		1	1	1	29	1	
(2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。						(2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。					
1	1	1	30	2		1	1	1	29	2	
1	1	1	30	2		1	1	1	29	2	
2. 火気の使用 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。						2. 火気の使用 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。					
(1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。						(1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。					
(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。						(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。					
(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。						(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。					
(4) 受注者は、伐間除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。						(4) 受注者は、伐間除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。					
1	1	1	31	0		1	1	1	30	0	
1	1	1	31	0		1	1	1	30	0	
1-1-1-31 後片付け 受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。						1-1-1-30 後片付け 受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。					
1	1	1	31	0		1	1	1	30	0	
ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。						ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。					
1	1	1	32	0		1	1	1	31	0	
1	1	1	32	0		1	1	1	31	0	
1-1-1-32 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事務の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事務報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事務に関する情報を登録する。						1-1-1-31 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事務の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事務報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事務に関する情報を登録する。					
1	1	1	33	0		1	1	1	32	0	
1	1	1	33	1		1	1	1	32	1	
1-1-1-33 環境対策 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日 建設省経機発第58号）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。						1-1-1-32 環境対策 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。					
1	1	1	33	2		1	1	1	32	2	
2. 苦情対応 受注者は、環境への影響が予測されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。						2. 苦情対応 受注者は、環境への影響が予測されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。					
1	1	1	33	3		1	1	1	32	3	
3. 注意義務 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。						3. 注意義務 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。					
1	1	1	33	4		1	1	1	32	4	
4. 廃油等の適切な措置 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。						4. 廃油等の適切な措置 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。					
1	1	1	33	5		1	1	1	32	5	
5. 水中への落下防止措置 受注者は、水中に工用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。						5. 水中への落下防止措置 受注者は、水中に工用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。					
1	1	1	33	6		1	1	1	32	6	
6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（令和4年6月改正 法律第68号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日 建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成24年3月23日 国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日 国総環第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。						6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成28年8月30日付国総環第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。					

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定 (令和8年10月版)							現行 (令和7年10月版)																																																																																																																																																																																																																																																																																																
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項																																																																																																																																																																																																																																																																					
編章節条 (項目見出し)							新条文							編章節条 (項目見出し)							旧条文							改定理由 (R8.10)																																																																																																																																																																																																																																																																											
1	1	1	33	6				1	1	1	32	6			1	1	1	32	6			1	1	1	32	6			1	1	1	32	6																																																																																																																																																																																																																																																																						
							排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号) 16条第1項第2号もしくは第20条 第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について」(平成22年3月18日 国総施環第291号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成28年8月30日 国総環第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない								排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号) 16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない								【修正】 項番号の修正																																																																																																																																																																																																																																																																																
							トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものと								トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものと								【修正】 項番号の修正																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	1	1	33	6		表1-1-1		1	1	1	32	6		表1-1-1		1	1	1	32	6		表1-1-1		1	1	1	32	6		1	1	1	32	6		表1-1-1																																																																																																																																																																																																																																																																			
1	1	1	33	6			【別表参照】	1	1	1	32	6			【別表参照】	1	1	1	32	6			1	1	1	32	6		1	1	1	32	6																																																																																																																																																																																																																																																																						
1	1	1	33	6		表1-1-2		1	1	1	32	6		表1-1-2		1	1	1	32	6		表1-1-2		1	1	1	32	6		1	1	1	32	6																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	1	1	33	6			【別表参照】	1	1	1	32	6			【別表参照】	1	1	1	32	6			1	1	1	32	6		1	1	1	32	6																																																																																																																																																																																																																																																																						
1	1	1	33	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	32	7		7. 特定特殊自動車の燃料	受

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）										現行（令和7年10月版）													
編	章	節	条	項	下項	編章節条 (項目見出し)	新条文				編	章	節	条	項	下項	編章節条 (項目見出し)	旧条文				改定理由（R8.10）	
1	1	1	34	1		1. 一般事項	受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。				1	1	1	33	1		1. 一般事項	受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。				【修正】 項番号の修正	
1	1	1	34	2		2. 文化財等発見時の処置	受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。				1	1	1	33	2		2. 文化財等発見時の処置	受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。				【修正】 項番号の修正	
1	1	1	35	0		1-1-1-35	交通安全管理				1	1	1	34	0		1-1-1-34	交通安全管理				【修正】 項番号の修正	
1	1	1	35	1		1. 一般事項	受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。				1	1	1	34	1		1. 一般事項	受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。				【修正】 項番号の修正	
1	1	1	35	1			なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。				1	1	1	34	1			なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。				【修正】 項番号の修正	
1	1	1	35	2		2. 施工計画書	受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。				1	1	1	34	2		2. 施工計画書	受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。				【修正】 項番号の修正	
1	1	1	35	3		3. 輸送災害の防止	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。				1	1	1	34	3		3. 輸送災害の防止	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。				【修正】 項番号の修正	
1	1	1	35	4		4. 交通安全等輸送計画	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。				1	1	1	34	4		4. 交通安全等輸送計画	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。				【修正】 項番号の修正	
1	1	1	35	5		5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の改定について（鹿児島県土木部長通知、令和7年3月13日）に基づき、安全対策を講じなければならない。				1	1	1	34	5		5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の改定について（鹿児島県土木部長通知、令和7年3月13日）に基づき、安全対策を講じなければならない。				【修正】 項番号の修正	
1	1	1	35	6		6. 工事用道路使用の責任	発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。				1	1	1	34	6		6. 工事用道路使用の責任	発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。				【修正】 項番号の修正	
1	1	1	35	7		7. 工事用道路共用時の処置	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。				1	1	1	34	7		7. 工事用道路共用時の処置	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。				【修正】 項番号の修正	
1	1	1	35	8		8. 工事用道路の維持管理	受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。				1	1	1	34	8		8. 工事用道路の維持管理	受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。				【修正】 項番号の修正	
1	1	1	35	9		9. 公衆交通の確保	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。				1	1	1	34	9		9. 公衆交通の確保	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。				【修正】 項番号の修正	
1	1	1	35	10		10. 水上輸送	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。				1	1	1	34	10		10. 水上輸送	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。				【修正】 項番号の修正	

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）										現行（令和7年10月版）																					
編	章	節	条	項	下	項	編章節条 (項目見出し)				新条文				編	章	節	条	項	下	項	編章節条 (項目見出し)				旧条文				改定理由（R8.10）	
1	1	1	35	11			11. 作業区域の標示等				受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。				1	1	1	34	11			11. 作業区域の標示等				受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。				【修正】項番号の修正	
1	1	1	35	12			12. 水中落下支障物の処置				受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。				1	1	1	34	12			12. 水中落下支障物の処置				受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。				【修正】項番号の修正	
1	1	1	35	12							なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。				1	1	1	34	12							なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。				【修正】項番号の修正	
1	1	1	35	13			13. 作業船舶機械故障時の処理				受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。				1	1	1	34	13			13. 作業船舶機械故障時の処理				受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。				【修正】項番号の修正	
1	1	1	35	13							なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。				1	1	1	34	13							なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。				【修正】項番号の修正	
1	1	1	35	14			14. 通行許可等				受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和7年6月改正 政令第222号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和6年5月改正 法律第34号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。				1	1	1	34	14			14. 通行許可等				受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年6月改正法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。				【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠	
1	1	1	35	14			表1-1-3				一般的制限値				1	1	1	34	14			表1-1-3				一般的制限値				【修正】項番号の修正	
1	1	1	35	14			【別表参照】								1	1	1	34	14			【別表参照】								【修正】項番号の修正	
1	1	1	35	14			ここでのいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。								1	1	1	34	14							ここでのいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。				【修正】項番号の修正	
1	1	1	36	0			1-1-1-36				施設管理				1	1	1	35	0			1-1-1-35				施設管理				【修正】項番号の修正	
1	1	1	36	0							受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。				1	1	1	35	0							受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。				【修正】項番号の修正	
1	1	1	36	0							なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。				1	1	1	35	0							なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。				【修正】項番号の修正	
1	1	1	37	0			1-1-1-37				諸法令の遵守				1	1	1	36	0			1-1-1-36				諸法令の遵守				【修正】項番号の修正	
1	1	1	37	1			1. 諸法令の遵守				受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。				1	1	1	36	1			1. 諸法令の遵守				受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。				【修正】項番号の修正	
1	1	1	37	1							なお、主な法令は以下に示す通りである。				1	1	1	36	1							なお、主な法令は以下に示す通りである。				【修正】項番号の修正	
1	1	1	37	1	1		(1)				会計法（令和元年5月改正 法律第16号）				1	1	1	36	1	1		(1)				会計法（令和元年5月改正 法律第16号）				【修正】項番号の修正	
1	1	1	37	1	2		(2)				建設業法（令和7年12月改正 法律第49号）				1	1	1	36	1	2		(2)				建設業法（令和6年12月改正 法律第49号）				【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠	
1	1	1	37	1	3		(3)				製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（令和8年1月改正 法律第41号）				1	1	1	36	1	3		(3)				下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）				【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠	
1	1	1	37	1	4		(4)				労働基準法（令和8年6月改正 法律第46号）				1	1	1	36	1	4		(4)				労働基準法（令和6年5月改正 法律第42号）				【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠	
1	1	1	37	1	5		(5)				労働安全衛生法（令和8年4月改正 法律第33号）				1	1	1	36	1	5		(5)				労働安全衛生法（令和4年6月改正 法律第68号）				【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠	
1	1	1	37	1	6		(6)				作業環境測定法（令和8年4月改正 法律第33号）				1	1	1	36	1	6		(6)				作業環境測定法（令和4年6月改正 法律第68号）				【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠	
1	1	1	37	1	7		(7)				じん肺法（令和2年4月改正 法律第45号）				1	1	1	36	1	7		(7)				じん肺法（令和2年4月改正 法律第45号）				【修正】項番号の修正	
1	1	1	37	1	8		(8)				雇用保険法（令和8年5月改正 法律第32号）				1	1	1	36	1	8		(8)				雇用保険法（令和6年10月改正 法律第47号）				【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠	

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）							現行（令和7年10月版）								
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編章節条 (項目見出し)	改定理由（R8.10）
1	1	1	37	1	9		1	1	1	36	1	9		(9) 労働者災害補償保険法（令和8年7月改正 法律第60号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	10		1	1	1	36	1	10		(10) 健康保険法（令和8年8月改正 法律第31号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	11		1	1	1	36	1	11		(11) 中小企業退職金共済法（令和7年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	12		1	1	1	36	1	12		(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和7年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	13		1	1	1	36	1	13		(13) 出入国管理及び難民認定法（令和8年6月改正 法律第39号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	14		1	1	1	36	1	14		(14) 道路法（令和8年7月改正 法律第65号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	15		1	1	1	36	1	15		(15) 道路交通法（令和8年7月改正 法律第52号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	16		1	1	1	36	1	16		(16) 道路運送法（令和7年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	17		1	1	1	36	1	17		(17) 道路運送車両法（令和8年4月改正 法律第2号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	18		1	1	1	36	1	18		(18) 砂防法（令和7年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	19		1	1	1	36	1	19		(19) 地すべり等防止法（令和7年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	20		1	1	1	36	1	20		(20) 河川法（令和7年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	21		1	1	1	36	1	21		(21) 海岸法（令和7年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	22		1	1	1	36	1	22		(22) 港湾法（令和8年4月改正 法律第59号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	23		1	1	1	36	1	23		(23) 港則法（令和7年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	24		1	1	1	36	1	24		(24) 漁港漁場整備法（令和6年4月改正 法律第34号）	【修正】項番号の修正
1	1	1	37	1	25		1	1	1	36	1	25		(25) 下水道法（令和8年7月改正 法律第22号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	26		1	1	1	36	1	26		(26) 航空法（令和7年12月改正 法律第55号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	27		1	1	1	36	1	27		(27) 公有水面埋立法（令和8年5月改正 法律第52号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	28		1	1	1	36	1	28		(28) 軌道法（令和4年4月改正 法律第41号）	【修正】項番号の修正
1	1	1	37	1	29		1	1	1	36	1	29		(29) 森林法（令和8年4月改正 法律第48号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）							現行（令和7年10月版）								
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編章節条	改定理由（R8.10）
1	1	1	37	1	30		1	1	1	36	1	30			【修正】項番号の修正
1	1	1	37	1	31		1	1	1	36	1	31			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	32		1	1	1	36	1	32			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	33		1	1	1	36	1	33			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	34		1	1	1	36	1	34			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	35		1	1	1	36	1	35			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	36		1	1	1	36	1	36			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	37		1	1	1	36	1	37			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	38		1	1	1	36	1	38			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	39		1	1	1	36	1	39			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	40		1	1	1	36	1	40			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	41		1	1	1	36	1	41			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	42		1	1	1	36	1	42			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	43		1	1	1	36	1	43			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	44		1	1	1	36	1	44			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	45		1	1	1	36	1	45			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	46		1	1	1	36	1	46			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	47		1	1	1	36	1	47			【修正】項番号の修正
1	1	1	37	1	48		1	1	1	36	1	48			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	49		1	1	1	36	1	49			【修正】項番号の修正
1	1	1	37	1	50		1	1	1	36	1	50			【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）							現行（令和7年10月版）									
編	章	節	条	項	下 項	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	下 項	編章節条 (項目見出し)	旧条文	改定理由（R8.10）
1	1	1	37	1	51	(51)	船員法（令和8年5月改正 法律第32号）	1	1	1	36	1	51	(51)	船員法（令和6年5月改正 法律第42号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	52	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（令和8年2月改正 法律第32号）	1	1	1	36	1	52	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（令和6年4月改正 法律第24号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	53	(53)	船舶安全法（令和7年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	53	(53)	船舶安全法（令和4年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	54	(54)	自然環境保全法（令和8年7月改正 法律第22号）	1	1	1	36	1	54	(54)	自然環境保全法（令和4年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	55	(55)	自然公園法（令和8年7月改正 法律第22号）	1	1	1	36	1	55	(55)	自然公園法（令和4年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	56	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和8年4月改正 法律第395号）	1	1	1	36	1	56	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和6年12月改正 法律第49号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	57	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年9月改正 法律第36号）	1	1	1	36	1	57	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年9月改正 法律第36号）	【修正】項番号の修正
1	1	1	37	1	58	(58)	河川法施行法抄（平成13年1月改正 法律第160号）	1	1	1	36	1	58	(58)	河川法施行法抄（平成11年12月改正 法律第160号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	59	(59)	技術士法（令和7年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	59	(59)	技術士法（令和4年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	60	(60)	漁業法（令和8年4月改正 法律第66号）	1	1	1	36	1	60	(60)	漁業法（令和6年7月改正 法律第66号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	61	(61)	空港法（令和7年12月改正 法律第55号）	1	1	1	36	1	61	(61)	空港法（令和4年6月改正 法律第62号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	62	(62)	計量法（令和7年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	62	(62)	計量法（令和4年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	63	(63)	厚生年金保険法（令和8年5月改正 法律第52号）	1	1	1	36	1	63	(63)	厚生年金保険法（令和6年10月改正 法律第47号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	64	(64)	航路標識法（令和7年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	64	(64)	航路標識法（令和4年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	65	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（令和8年6月改正 法律第43号）	1	1	1	36	1	65	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	66	(66)	最低賃金法（令和7年6月改正 法律第68号）	1	1	1	36	1	66	(66)	最低賃金法（令和4年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	67	(67)	職業安定法（令和8年4月改正 法律第50号）	1	1	1	36	1	67	(67)	職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	68	(68)	所得税法（令和8年8月改正 法律第64号）	1	1	1	36	1	68	(68)	所得税法（令和7年1月改正 法律第3号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	69	(69)	水産資源保護法（令和8年4月改正 法律第59号）	1	1	1	36	1	69	(69)	水産資源保護法（令和4年6月改正 法律第68号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	70	(70)	船員保険法（令和8年8月改正 法律第31号）	1	1	1	36	1	70	(70)	船員保険法（令和6年12月改正 法律第48号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠
1	1	1	37	1	71	(71)	著作権法（令和8年6月改正 法律第48号）	1	1	1	36	1	71	(71)	著作権法（令和6年7月改正 法律第55号）	【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）										現行（令和7年10月版）																		
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下					
編章節条 (項目見出し)						新条文					編章節条 (項目見出し)						旧条文					改定理由（R8.10）						
1	1	1	37	1	72	(72)	電波法（令和8年5月改正 法律第46号）					1	1	1	36	1	72	(72)	電波法（令和6年4月改正 法律第87号）					【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠				
1	1	1	37	1	73	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和7年6月改正 法律第31号）					1	1	1	36	1	73	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号）					【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠				
1	1	1	37	1	74	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和7年10月改正 法律第26号）					1	1	1	36	1	74	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和6年10月改正 法律第47号）					【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠				
1	1	1	37	1	75	(75)	農業取締法（令和8年7月改正 法律第22号）					1	1	1	36	1	75	(75)	農業取締法（令和6年4月改正 法律第36号）					【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠				
1	1	1	37	1	76	(76)	毒物及び劇物取締法（令和7年6月改正 法律第68号）					1	1	1	36	1	76	(76)	毒物及び劇物取締法（令和6年4月改正 法律第36号）					【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠				
1	1	1	37	1	77	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（令和7年6月改正 法律第68号）					1	1	1	36	1	77	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）					【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠				
1	1	1	37	1	78	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和6年6月改正 法律第54号）					1	1	1	36	1	78	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和6年6月改正 法律第54号）					【修正】項番号の修正				
1	1	1	37	1	79	(79)	警備業法（令和7年6月改正 法律第68号）					1	1	1	36	1	79	(79)	警備業法（令和6年4月改正 法律第63号）					【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠				
1	1	1	37	1	80	(80)	個人情報の保護に関する法律（令和8年7月改正 法律第62号）					1	1	1	36	1	80	(80)	個人情報の保護に関する法律（令和6年4月改正 法律第79号）					【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠				
1	1	1	37	1	81	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和7年4月改正 法律第24号）					1	1	1	36	1	81	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和6年11月改正 法律第53号）					【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠				
1	1	1	37	2		2. 法令違反の処置	受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。					1	1	1	36	2		2. 法令違反の処置	受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。					【修正】項番号の修正				
1	1	1	37	3		3. 不適当な契約図書の処置	受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない					1	1	1	36	3		3. 不適当な契約図書の処置	受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない					【修正】項番号の修正				
1	1	1	38	0		1-1-1-38	官公庁等への手続等					1	1	1	37	0		1-1-1-37	官公庁等への手続等					【修正】項番号の修正				
1	1	1	38	1		1. 一般事項	受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。					1	1	1	37	1		1. 一般事項	受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。					【修正】項番号の修正				
1	1	1	38	2		2. 関係機関への届出	受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。					1	1	1	37	2		2. 関係機関への届出	受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。					【修正】項番号の修正				
1	1	1	38	3		3. 諸手続きの提示、提出	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。					1	1	1	37	3		3. 諸手続きの提示、提出	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。					【修正】項番号の修正				
1	1	1	38	3			なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。					1	1	1	37	3			なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。					【修正】項番号の修正				
1	1	1	38	4		4. 許可承諾条件の遵守	受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。					1	1	1	37	4		4. 許可承諾条件の遵守	受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。					【修正】項番号の修正				
1	1	1	38	4			なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。					1	1	1	37	4			なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。					【修正】項番号の修正				
1	1	1	38	5		5. コミュニケーション	受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。					1	1	1	37	5		5. コミュニケーション	受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。					【修正】項番号の修正				
1	1	1	38	6		6. 苦情対応	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。					1	1	1	37	6		6. 苦情対応	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。					【修正】項番号の修正				
1	1	1	38	7		7. 交渉時の注意	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。					1	1	1	37	7		7. 交渉時の注意	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。					【修正】項番号の修正				
1	1	1	38	8		8. 交渉内容明確化	受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。					1	1	1	37	8		8. 交渉内容明確化	受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。					【修正】項番号の修正				
1	1	1	39	0		1-1-1-39	施工時期及び施工時間の変更					1	1	1	38	0		1-1-1-38	施工時期及び施工時間の変更					【修正】項番号の修正				

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定 (令和8年10月版)						現行 (令和7年10月版)					
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下
編章節条項目 編章節											

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）										現行（令和7年10月版）											
編	章	節	条	項	下	項	編章節条 (項目見出し)	新条文		編	章	節	条	項	下	項	編章節条 (項目見出し)	旧条文		改定理由（R8.10）	
1	1	1	41	3			3.その他	契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。		1	1	1	40	3			3.その他	契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。		【修正】項番号の修正	
1	1	1	42	0			1-1-1-42	特許権等		1	1	1	41	0			1-1-1-41	特許権等		【修正】項番号の修正	
1	1	1	42	1			1.一般事項	受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に關した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。		1	1	1	41	1			1.一般事項	受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に關した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。		【修正】項番号の修正	
1	1	1	42	2			2.保全措置	受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。		1	1	1	41	2			2.保全措置	受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。		【修正】項番号の修正	
1	1	1	42	3			3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和7年4月改定法律第27号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。		1	1	1	41	3			3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。		【修正】項番号の修正、通知・法律等の更新、国に準拠	
1	1	1	42	3				なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。		1	1	1	41	3				なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。		【修正】項番号の修正	
1	1	1	43	0			1-1-1-43	保険の付保及び事故の補償		1	1	1	42	0			1-1-1-42	保険の付保及び事故の補償		【修正】項番号の修正	
1	1	1	43	1			1.一般事項	受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。		1	1	1	42	1			1.一般事項	受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。		【修正】項番号の修正	
1	1	1	43	2			2.回航保険	受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。		1	1	1	42	2			2.回航保険	受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。		【修正】項番号の修正	
1	1	1	43	3			3.保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。		1	1	1	42	3			3.保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。		【修正】項番号の修正	
1	1	1	43	4			4.法定外の労災保険の付保	「土木工事標準積算基準書」が適用された工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。		1	1	1	42	4			4.法定外の労災保険の付保	「土木工事標準積算基準書」が適用された工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。		【修正】項番号の修正	
1	1	1	43	5			5.補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。		1	1	1	42	5			5.補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。		【修正】項番号の修正	
1	1	1	43	6			6.建設業退職金共済制度の履行	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。		1	1	1	42	6			6.建設業退職金共済制度の履行	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。		【修正】項番号の修正	
1	1	1	44	0			1-1-1-44	臨機の措置		1	1	1	43	0			1-1-1-43	臨機の措置		【修正】項番号の修正	
1	1	1	44	1			1.一般事項	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。		1	1	1	43	1			1.一般事項	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。		【修正】項番号の修正	
1	1	1	44	2			2.天災等	監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することが石綿使用の有無		1	1	1	43	2			2.天災等	監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することが石綿使用の有無		【修正】項番号の修正	
1	1	1	45	0			1-1-1-45	石綿使用の有無		1	1	1	44	0			1-1-1-44	石綿使用の有無		【修正】項番号の修正	
1	1	1	45	0				受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。		1	1	1	44	0				受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。		【修正】項番号の修正	
1	1	1	46	0			1-1-1-46	環境改善の実施		1	1	1	45	0			1-1-1-45	環境改善の実施		【修正】項番号の修正	
1	1	1	46	0				工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事編）（令和6年2月26日鹿児島県策定）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。		1	1	1	45	0				工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事編）（令和6年2月26日鹿児島県策定）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。		【修正】項番号の修正	
1	2	2	0	0				国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成14年 5月）		1	2	2	0	0				国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）		【修正】通知・法律等の更新、国に準拠	

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）							現行（令和7年10月版）									
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項			
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)							旧条文		改定理由（R8.10）
1	2	2	0	0			1	2	2	0	0			日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	【修正】「平成29年3月」→「令和7年11月」	
1	2	4	1	3	2									特に、橋台躯体背面部では、基礎地盤及び橋台躯体背面部の安定性、降雨等に対する排水性を確保できるように、使用する材料及び構造特性に応じて適切な施工の方法及び順序等に基づいて施工しなければならず、橋梁接続区間では、速やかな排水や構造物の状態に配慮しながら、必要な記録を残さなければならない。	【追加】国に準拠	
1	2	4	1	3			1	2	4	1	3			なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）11章 橋台躯体背面部 12章 橋梁接続区間など」（日本道路協会、令和7年10月）及び「道路土工盛土工指針4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	【修正】国に準拠 「道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）7.9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）」→「道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）11章 橋台躯体背面部 12章 橋梁接続区間など」（日本道路協会、令和7年10月）」	
1	2	4	1	8			1	2	4	1	8			8.適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	【修正】 「第1編1-1-1-19建設副産物」→「第1編1-1-1-20建設副産物」	
1	2	4	4	10			1	2	4	4	10			10.路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-25施工管理第8項の規定による。	【修正】 「第1編1-1-1-24施工管理」→「第1編1-1-1-25施工管理」	
1	3	3	3	1			1	3	3	3	1			1.一般事項 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワカビリティーが得られる範囲内で単位水量を小さくするように定めなければならない。	【修正】国に準拠 「少なく」→「小さく」	
1	3	6	4	1			1	3	6	4	1			1.一般事項 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が日平均で25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間以内とし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。	【修正】国に準拠 「外気温が25℃を超える～」→「外気温が日平均で25℃を超える～」 「2時間を超えない」→「2時間以内」	
1	3	7	3	4			1	3	7	3	4			4.曲げ戻しの禁止 受注者は、曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	【修正】国に準拠 「原則として」を削除	
1	3	8	2	2			1	3	8	2	2			2.面取り 受注者は、コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。	【修正】国に準拠 「特に定めのない場合は」を削除	
2	2	3	4	0			2	2	3	4	0			表2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質	【修正】国に準拠 「針入度を適用する」を追記	
														表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質	【追加】国に準拠	
														【別表参照】	【追加】国に準拠	
3	2	2	0	0			3	2	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）（令和7年10月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠	
3	2	2	0	0			3	2	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）」→「（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）」	
3	2	2	0	0			3	2	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）（令和7年10月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠	
3	2	2	0	0			3	2	2	0	0			環境省 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号（令和7年3月31日環境省告示第35号最終改正））	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠	
3	2	2	0	0			3	2	2	0	0			建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和6年4月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠	
3	2	2	0	0			3	2	2	0	0			国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成14年 5月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠	
3	2	2	0	0			3	2	2	0	0			国土交通省 道路土工構造物技術基準（令和7年6月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠	

土木工事共通仕様書新旧対照表

編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	新条文	編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	旧条文	改定理由 (R8. 10)
3	2	3	13	3	(8)	プレストレッシングの施工は、「 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編) 15. 11PC鋼材工及び緊張工 」(日本道路協会、令和7年10月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3	13	3	(8)	プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) 17. 11PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠
3	2	4	5	19	19. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	2	4	5	19	19. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	【修正】国に準拠 「水質汚濁に係る環境基準」→「水質汚濁に係る環境基準について」
3	2	7	4	6	6. 配合試験	受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の 締固めをしない 供試体作製方法 (地盤工学会)の各基準のいずれかに より供試体を作製し、JIS A 1216 (土の一軸圧縮試験方法)の規準により試験を行わなければならない。	3	2	7	4	6	6. 配合試験	受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法(地盤工学会)の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216 (土の一軸圧縮試験方法)の規準により試験を行わなければならない。	【修正】国に準拠 「供試体の作製方法」→「供試体作製方法」
3	2	7	9	10	10. 施工管理等	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「 薬液注入工事に係る施工管理等について 」(平成2年9月18日 建設省技術発第188号)の規定による。	3	2	7	9	10	10. 施工管理等	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠
3	2	11	2	2	2. 軽量材の損傷防止	受注者は、 発泡スチロール 等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。	3	2	11	2	2	2. 軽量材の損傷防止	受注者は、発泡スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。	【修正】国に準拠 「発砲」→「発泡」
3	2	12	2	3	(2)	SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570、SBHS500及び SBHS700 を溶接する場合	3	2	12	2	3	(2)	SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS500を溶接する場合	【修正】国に準拠 「SM570及びSBHS500」→「SM570、SBHS500及びSBHS700」
3	2	12	3	1	⑥	受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。	3	2	12	3	1	⑥	受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材(道示による)で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。	【修正】国に準拠 「ただし、二次部材(道示による)で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。」削除
3	2	12	3	1	⑦	受注者は、冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。	3	2	12	3	1	⑦	受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。	【修正】国に準拠 「主要部材において」削除
3	2	12	3	1		ただし、 JIS Z 2242: 2023 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1		ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	【修正】国に準拠 「JIS Z 2242」→「JIS Z 2242: 2023」
3	2	12	3	1	43	SBHS700及びSBHS700Wにおいて、1パスの入熱量が5、000J/mmを超える場合	3	2	12	3	1			【追加】国に準拠
3	2	12	3	1	46	4) 被覆アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス)、サブマージアーク溶接法、 頭付きスタッドのアーカスタッド溶接法 以外の溶接を行う場合	3	2	12	3	1	3)	被覆アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス)、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	【修正】国に準拠 項以下番号の修正 「、頭付きスタッドのアーカスタッド溶接法」追記
3	2	12	3	1		受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。 ただし、SBHS700及び SBHS700Wのプレス矯正については、施工条件を確認する必要がある。 ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-56によるものとする。	3	2	12	3	1		受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-56によるものとする。	【修正】国に準拠 「ただし、～必要がある。」追記
3	2	12	3	2		なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径 +0.5mm)として改めて継手の 耐荷性能を評価 するものとする。	3	2	12	3	2		なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径 +0.5mm)として改めて継手の安全性を照査するものとする。	【修正】国に準拠 「安全性を照査」→「耐荷性能を評価」
3	2	12	3	2	①	仮組立て で工場製作時の リーミングが難しい場合	3	2	12	3	2	①	仮組立て時リーミングが難しい場合	【修正】国に準拠 「で工場製作時の」追記
3	2	18	2	1		なお、それ以外のスぺーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スぺーサは、1㎡あたり4個以上とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	3	2	18	2	1		なお、それ以外のスぺーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スぺーサは、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	【修正】国に準拠 「1㎡あたり4個」→「1㎡あたり4個以上」
3	2	18	2	1	(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-31後片付け)を行わなければならない。	3	2	18	2	1	(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-30後片付け)を行わなければならない。	【修正】 「第1編1-1-30」→「第1編1-1-31」

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）						現行（令和7年10月版）					
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下
編章節条 (項目見出し)						編章節条 (項目見出し)					
新条文						旧条文					
改定理由（R8.10）											
6	3	2	0	0		6	3	2	0	0	
国土交通省 河川砂防技術基準（令和7年10月）						国土交通省 河川砂防技術基準（令和6年5月）					
6	3	2	0	0		6	3	2	0	0	
国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和7年3月）						国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和6年3月）					
6	4	2	0	0		6	4	2	0	0	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）					
6	4	2	0	0		6	4	2	0	0	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）					
6	4	2	0	0		6	4	2	0	0	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）					
6	4	2	0	0		6	4	2	0	0	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）					
6	5	1	0	5	5.適用規定（3）	6	5	1	0	5	5.適用規定（3）
受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。						受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和6年3月）の規定による。					
6	5	2	0	0		6	5	2	0	0	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）					
6	5	2	0	0		6	5	2	0	0	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）					
6	5	2	0	0		6	5	2	0	0	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）					
6	5	2	0	0		6	5	2	0	0	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）					
7	1	2	0	0		7	1	2	0	0	
農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（令和3年7月）						農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）					
7	2	2	0	0		7	2	2	0	0	
農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（令和3年7月）						農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）					
7	3	2	0	0		7	3	2	0	0	
農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（令和3年7月）						農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）					
8	1	2	0	0		8	1	2	0	0	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）					
8	1	2	0	0		8	1	2	0	0	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）					
10	1	2	0	0		10	1	2	0	0	
日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（令和7年11月）						日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）					
10	2	9	2	4	4.補強材の取付	10	2	9	2	4	4.補強材の取付
受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-2023「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。						受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。					
10	3	2	0	0		10	3	2	0	0	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）					

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）								現行（令和7年10月版）									
編	章	節	条	項	下	項	編章節条 （項目見出し）	編	章	節	条	項	下	項	編章節条 （項目見出し）	旧条文	改定理由（R8.10）
10	3	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）	10	3	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）」→「（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）」	
10	3	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月）	10	3	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠	
10	3	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年 10月）	10	3	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）」→「（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年 10月）」	
10	3	8	10	1		1. 適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）第17章施工」（日本道路協会、令和7年10月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	8	10	1		1. 適用規定	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）」→「（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）第17章施工」（日本道路協会、令和7年10月）」	
10	3	8	11	2		2. 適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）第17章 施工」（日本道路協会、令和7年10月）、 「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	8	11	2		2. 適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）、 「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）」→「（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）第17章 施工」（日本道路協会、令和7年10月）」	
10	4	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）	10	4	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠	
10	4	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）	10	4	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）」→「（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月）」	
10	4	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年 10月）	10	4	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）」→「（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年 10月）」	
10	5	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）	10	5	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠	
10	5	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）	10	5	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）」→「（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）」	
10	5	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年 10月）	10	5	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）」→「（Ⅴ上下部接続部編）（令和7年 10月）」	
10	6	2	0	0			建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和6年4月）	10	6	2	0	0			建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠	
10	6	6	4	5		5. 適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-25施工管理第8項の規定による。	10	6	6	4	5		5. 適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による。	【修正】 「第1編1-1-1-24」→「第1編1-1-1-25」	
10	7	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月）	10	7	2	0	0			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠	

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）							現行（令和7年10月版）															
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	改定理由（R8.10）	
10	7	2	0	0				10	7	2	0	0				10	7	2	0	0	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）」 →「（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）」	
10	7	2	0	0				10	7	2	0	0				10	7	2	0	0	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）」 →「（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）」	
10	7	2	0	0				10	7	2	0	0				10	7	2	0	0	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）」 →「（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）」	
10	8	2	0	0				10	8	2	0	0				10	8	2	0	0	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）」 →「（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）」	
10	8	2	0	0				10	8	2	0	0				10	8	2	0	0	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）」 →「（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）」	
10	8	2	0	0				10	8	2	0	0				10	8	2	0	0	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）」 →「（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）」	
10	8	2	0	0				10	8	2	0	0				10	8	2	0	0	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）」 →「（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）」	
10	8	2	0	0				10	8	2	0	0				10	8	2	0	0	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠 「（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）」 →「（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月）」	
10	9	3	1	3		3.埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	10	9	3	1	3		3.埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠						
10	10	5	1	3		3.埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	10	10	5	1	3		3.埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠						
10	11	5	1	3		3.埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	10	11	5	1	3		3.埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠						
10	14	1	0	5		5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-44臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	14	1	0	5		5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-43臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	【修正】 「第1編1-1-1-43」→「第1編1-1-1-44」						
10	14	7	2	4		4.標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-2023「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	10	14	7	2	4		4.標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	【修正】 「LWS P7903-1979」→「LWS P7903-2023」						
10	15	3	1	1		1.適用工種	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。	10	15	3	1	1		1.適用工種	本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。	【修正】 「待機補償費」→「待機費」						
10	15	3	7	2		2.適用規定	人工雪崩の施工については、「防雪ハンドブック2025改訂版 5.2.5雪崩の管理」（雪センター、令和7年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	15	3	7	2		2.適用規定	人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5雪崩の処理」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	【修正】通知・法律等の更新、国に準拠						
10	15	3	9	0		10-15-3-9	待機費	10	15	3	9	0		10-15-3-9	待機補償費	【修正】国に準拠 「待機補償費」→「待機費」						

土木工事共通仕様書新旧対照表

改定（令和8年10月版）								現行（令和7年10月版）									
編	章	節	条	項	下項	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条 (項目見出し)	旧条文	改定理由（R8.10）	
10	16	24	4	27		27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-33環境対策の規定によらなければならない。	10	16	24	4	27		27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-32環境対策の規定によらなければならない。	【修正】 「第1編1-1-1-32環境対策」→「第1編1-1-1-33環境対策」	
10	16	24	5	6		6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-33環境対策の規定による。	10	16	24	5	6		6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-32環境対策の規定による。	【修正】 「第1編1-1-1-32環境対策」→「第1編1-1-1-33環境対策」	
11	7	1	18	2		2	現場環境改善については、別表の内容のうち、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本として実施すること。	11	7	1	18	2		2	現場環境改善については、別表－1の内容のうち、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本として実施すること。		
11	7	1	19	2		2	繰越しを予定している工事については、特記仕様書に繰越承認後の完了工期を記載。 例) 翌年度への繰越予定（〇〇日延長予定）⇒令和〇年〇〇月〇〇日予定	11	7	1	19	2		2	繰越しを予定している工事については、特記仕様書に繰越承認後の完了工期を記載。 例) 繰越承認後の完了工期は、〇〇日間を予定している。	【修正】 「R08-03-26_工事における特記仕様書の記載方法について（技術管理室通知）」より	
11	7	2	8	0			「週休2日」工事の実施にあたっては、『「週休2日」工事実施要領（一般土木編）（令和8年7月29日鹿児島県策定）』、又は『「週休2日」試行工事実施要領（港湾・漁港工事編）（令和8年7月29日鹿児島県策定）』に基づき行うものとする。	11	7	2	8	0			「週休2日」工事の実施にあたっては、『「週休2日」工事実施要領（一般土木編）（令和7年7月29日鹿児島県策定）』、又は『「週休2日」試行工事実施要領（港湾・漁港工事編）（令和7年7月29日鹿児島県策定）』に基づき行うものとする。	【修正】 「R08-07-29_「週休2日」工事実施要領（一般土木編）の改定について（通知）（技術管理室通知）」及び「R08-07-29_「週休2日」試行工事実施要領（港湾・漁港工事編）の改訂に係る周知について（依頼）（港湾空港課通知）」より	